

PDF 版ではこのコーナーは掲載しておりませんのでご了承ください。

☎ 7 4 1 0 0 8	詳細は税務課へ	納期は5月31日(水)	軽自動車税第1期分	固定資産税第1期分	今月の納税

運転免許証の住所変更などは、速やかに届出を

お お し ま 警

察 署 だ よ り

○警察署

受付場所と受付時間

曜日	受付時間
平日	午前8時30分から午後5時15分までの間
受理できない日	土、日、祝日、年末年始の休日

○山口県総合交通センター

曜日	受付時間
平日	午前8時30分から午後4時45分までの間
日曜	午前8時30分から午前9時30分までの間 午後1時から午後2時までの間
受理できない日	土、祝日、年末年始の休日

春の入学、異動などにより住所が変わった方や、結婚で氏名などが変わった方は、運転免許証の記載事項の変更届けをしましょう。

住所の変更届けがされていない方は、公安委員会が免許の有効期限前に発送する「運転免許証更新連絡書」が届かないことがあります。

以前は、運転免許証の記載事項変更届先が、住所を管轄する警察署または山口県総合交通センターとなっていました。平成17年10月1日から、県内の住所に関係なく、県内のどこの警察署でも届出ができるように窓口を拡大しています。

詳しいことのお問い合わせは、大島警察署まで ☎72・0110